

議案第19号関係資料

慣行の取扱いについて

平成 15 年 9 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(19) 慣行の取扱い

総務専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	沿革・歴史				B	
2	町の花・木等				B	
3	市(町)民歌				B	
4	宣言		×	×	B	
5	表彰(功労・一般表彰)				B	
6	最高功労者・名誉市町民表彰等				B	
7	叙位・叙勲の上申				B	
8	市章関係事務				B	
9	儀式に関すること				B	
10	市町史の編纂・販売			×	B	
11	歴史的資料の収集・保存			×	B	
12	国旗・市町旗の管理				B	
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(19) 慣行の取扱い

総務専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 沿革・歴史	明治22年市制施行 その後、8回に渡り周辺町村を編入し、現在に至る。	昭和30年 1町2村合併して成立	昭和31年 3村が合併して成立		
2 町の花・木等	市の木 けやき 市の花 さつき	町の木 ミズナラ 町の花 ワサビ 町の鳥 キセキレイ	町の木 柿 町の花 つつじ	1市2町、それぞれ異なる。	市の木および花は秋田市の制度に統一する。ただし、両町の木、花、鳥については、それぞれの地域において継承していくものとする。
3 市(町)民歌	秋田市記念市民歌 (黒木玲子作詞 藤原政幸作曲) 市制90周年記念として昭和54年4月20日制定	河辺町町民歌 (竹内瑛二郎作詞 大山会三郎作曲) 町制施行10周年記念として昭和40年11月2日制定	雄和町民歌 (竹内瑛二郎作詞 小野崎晋三作曲) 合併記念として昭和33年7月6日制定 雄和町の歌 (安藤五百枝・竹内瑛二郎作詞 大山会三郎作曲) 町制施行記念として昭和47年6月11日制定	1市2町、それぞれ異なる。	市民歌については秋田市の市民歌を用いるものとする。ただし、両町の町民歌等については、それぞれの地域において継承していくものとする。
4 宣言	昭和37年 交通安全都市宣言 平成4年 ゆとり創造都市宣言	なし	なし		秋田市の宣言に統一する。
5 表彰(功労・一般表彰)	功労者については、教育委員会委員、選挙管理委員会委員等の他、市の公益および振興発展に尽力し、その功労が特に著しい者を7月12日の市の記念日に顕彰している。 一般表彰は、長年に渡り市政の振興に寄与した者等を表彰している。	功労者については、自治の進展、産業の振興改善、民生の安定等に関し著しく功労のあった者を全町的な行事があった際等に顕彰している。 一般表彰に該当する制度はない。	功労者については、常勤の特別職、町議会議員等を11月3日に顕彰している。 一般表彰に該当する制度はない。	市・両町の制度(基準、範囲、待遇等)に相違がある。	秋田市の制度に統一し、両町の功労者は秋田市の功労者として待遇する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 最高功労者・名誉市町民表彰等	<p>名誉市民に対応する制度として最高功労者制度があり、功労者でその実績が特に卓絶であって長年市民の尊敬に値すると認められた者を議会の同意を得て顕彰している。</p> <p>秋田ふるさと市民賞については、両町にない制度であり、現行のまま存続する。(市民等が芸術、文化、スポーツなどの分野で市民の誇りになる卓越した活躍をした場合等に表彰するもの)</p>	<p>町政の進展に尽くし、文化の興隆に資すること極めて顕著で功労があると認められる者、功労者で特に功労が顕著であり、長年町民の尊敬に値する者について、議会の同意を得て顕彰している。</p>	<p>町長、町議会議長で10年以上その職にあった者、議員、助役、収入役として20年以上その職にあった者を選考委員会に諮ったうえで決定し、顕彰している。</p>	<p>制度を統一することが望ましい。また、両町における受賞者の栄誉は旧町の歴史に永久に刻まれることになるが、合併後においてもそうした記録や歴史が敬意をもって遇されるよう配慮する必要がある。</p>	<p>制度については、秋田市の制度に統一する。ただし、現在の名誉町民は、それぞれ旧町名誉町民として秋田市に引き継ぎ顕彰する。</p>
7 叙位・叙勲の上申	<p>国家が特定の私人の栄誉を表彰するもので、候補者等を県に上申している。</p>	<p>国家が特定の私人の栄誉を表彰するもので、候補者等を県に上申している。</p>	<p>国家が特定の私人の栄誉を表彰するもので、候補者等を県に上申している。</p>		<p>現在と同様に国、県の基準に則り処理する。</p>
8 市章関係事務	<p>的に矢留を配し、秋田市の「田」の字と旧藩佐竹氏の居城の別名である「矢留」を表している。</p> 	<p>町名「カワベ」の「カ」を抽象化したもので、円形は円満と和合を表し、全体は鳥の飛び立つ姿として、発展、飛躍を示し、中央の空間は資源の豊かな山を周囲にめぐらし、恵みあふれる沃野をもつ河辺町の無限の姿を象徴したもの。</p> 	<p>「雄和」の頭文字から「Y」を図案化した。大地に深く根を下ろして発芽した若葉が力強く伸び繁ろうとする姿であり町の将来の繁栄を象徴した。</p> 		<p>秋田市の市章に統一する。</p>
9 儀式に関すること	<p>〔市の記念日式典〕 7月12日の市の記念日に開催している。</p>	<p>〔功労者表彰式典〕 毎年10月に実施している。</p>	<p>町の記念日はないが、11月3日に町功労者に選考された人があった場合に、町功労者表彰式を開催している。</p>		<p>秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
10 市町史の編纂・販売	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度全巻刊行予定で事業を推進している。 販売委託契約各書店、市史編さん室、市役所売店で販売している。 在庫については、室内及び川口ポンプ場内の一室を借用して保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年に町史編さん事業を終了している。 購入希望者の問い合わせにより販売している。 在庫については多目的センター内倉庫に保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和51年に町史編さん事業を終了している。 寄贈を目的として町史を刊行しているため販売はしていない。 在庫については庁舎内の倉庫に保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業務の窓口の取扱いを決める必要がある。 在庫の保管方法を定める必要がある。 合併に伴って消滅することになる河辺郡について、その歴史のとりまとめと記録を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市を販売業務の窓口として、一元化を図る。 在庫については、秋田市での一部販売分を除き、引き続き各町にて保管する。 市町合併後に、河辺郡史の編さんを検討する。
11 歴史的資料の収集・保存	<ul style="list-style-type: none"> 資料は廃棄行政文書から選択しているほか、市民からの提供により収集している。収録は、原資料のほか複写、写真撮影、マイクロフィルム撮影等により実施している。 保存については、常置しなければ作業に支障をきたす資料は室内に、それ以外は川口ポンプ場に保存している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保存については、庁内のキャビネットに保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内に保存している資料はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の歴史的資料の収集方法を定める必要がある。 河辺町で保存している資料の取扱い方法を定める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市で一元的に資料収集を行う。 保存については、秋田市に資料を移管して保存する。
12 国旗・市町旗の管理	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎前庭に国旗・市旗を掲揚する。守衛が朝8時に掲揚、夕方7時に降ろす。 旗は管財課で管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎前に国旗・市旗を掲揚する。 旗の予備は総務課で管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎前庭に国旗・市旗を掲揚する。用務員が朝8時に掲揚、夕方7時に降ろす。 旗は総務企画課で管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 旗の管理担当課および掲揚時間等が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市の旗の管理に統一する。